

令和4年8月1日から育児・介護休業手当金の 給付日額上限相当額が変更されました!!

育児休業手当金および介護休業手当金の給付日額上限相当額が令和4年8月1日から下記のとおり変更となっておりますのでお知らせいたします。

	令和4年8月1日から	令和4年7月31日まで
育児休業手当金 (給付割合が 67/100 の場合)	13,878 円	13,722 円
育児休業手当金 (給付割合が 50/100 の場合)	10,356 円	10,240 円
介護休業手当金 (給付割合が 67/100 の場合)	15,266 円	15,102 円

給付上限相当額を超える標準報酬の等級及び標準報酬の月額

(育児休業手当金)

第 25 級	470,000 円
--------	------------------

(令和4年10月1日以後は第29等級)

(介護休業手当金)

第 27 級	530,000 円
--------	------------------

(令和4年10月1日以後は第31等級)